

宝が池公園運動施設における球技場・アーバンスポーツパークに係る 記念式典・事業の企画準備業務公募型プロポーザル実施要項

1 委託概要

(1) 件名

宝が池公園運動施設における球技場・アーバンスポーツパークに係る記念式典・事業の企画準備業務

(2) 事業概要

宝が池公園運動施設では、市民の方から頂いた貴重な御寄付を活用し、サッカーやラグビーなどで利用する球技場の改修とスケートボードをはじめとするアーバンスポーツに対応したアーバンスポーツパークの新設に向けて整備工事に取り組んでおり、令和7年3月に完了を予定している。

本事業は、球技場及びアーバンスポーツパークの利用開始に当たり、多くの市民の皆様にご利用・認知していただけるよう、整備工事の完成を記念した式典及び事業の企画準備業務を実施するものである。

また、記念式典・事業の企画準備と運営等とは一連の内容であることから、令和7年度に発注を別途予定している運営等業務については、本業務の受託事業者が引き続き履行する予定である。

なお、運営等業務は令和7年度予算議案が可決された場合に実施するものであり、現時点で確約するものでない。

(3) 業務内容

別紙1「仕様書」のとおり

(4) 委託料の上限

金3,000,000円

2 プロポーザルの参加資格

次の各号に掲げる事項を全て満たしていること。

- (1) 本業務の趣旨を十分に理解し、公益に資する意思を持って本事業に参加すること。
- (2) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項の各号に掲げる資格を有する者であること。
- (3) 参加の申込みの日から契約の締結の日までの期間に、京都市から競争入札参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 本委託業務を実施するために必要な運営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (6) 代表者が成年被後見人、被保佐人又は会社更生法、民事再生法等による手続を行っている法人等でないこと。
- (7) 共同事業による参加の申込みについては、以下の資格要件を全て満たすこと。

- ア 共同事業体の全ての構成員は、上記（１）～（７）の要件を満たすこと。
- イ 共同事業体の代表者は、共同事業体の構成員の中から選定することとし、本市の窓口となるとともに、共同事業体の正確な意思伝達を行うこと。
- ウ 共同事業体の所在地は、共同事業体の代表者の所在地であること。
- エ 共同事業体の全ての構成員は、別の参加者又別の共同事業体の構成員として、本プロポーザルに参加していないこと。

3 応募手続等

（１）提出書類

次のア～カに掲げる書類を後記「８ 問合せ先及び提出先」に提出すること。

- ア 参加申込書（様式１）
- イ 会社概要（様式２）
- ウ 提案書（自由様式）
 - ・別紙１「仕様書」４（２）アについて記載すること。
 - ・事業実施計画、業務実施体制を記載すること。
 - ・用紙サイズは、A４とする。
- エ 見積書（様式３－１、様式３－２）、経費内訳書（自由様式）
 - ・様式３－１は、別紙１「仕様書」に基づき本業務の見積書を作成すること。
 - ・様式３－２は、令和７年度に予定している運営等業務の見積内容を記載すること。
- オ 共同事業体の協定書（自由様式）

代表者名、構成員名を記載すること。
- カ 参加資格を証明する書類 ※京都市競争入札参加有資格者でない場合のみ
京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない場合は、ア～オに加え、以下の書類を提出すること。
 - ・登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は登記簿謄本）
※ 申請日前３箇月以内に発行のもの（原本）
 - ・納税証明書「その３の３」（国税及び地方税）
※ 申請日前３箇月以内に発行のもの（原本）
 - ・誓約書（様式４）
 - ・暴力団排除措置に係る誓約書（様式５）

（２）提出部数

- ・（１）ア、エ、オ、カ １部
 - ・（１）イ、ウ ５部（正本１部、副本４部）
- ※フラットファイル等に綴じて提出すること。

（３）提出期限

令和６年１１月２５日（月）から１２月９日（月）午後４時（必着）

（４）提出方法

持参し、又は郵送することとする。これら以外の方法（E-mail 等）による提出は受理しない。郵送する場合は期間内の必着とし、必ず電話等により到達確認を

行うこと。

(5) 留意事項

ア 企画提案書等の内容は、見積金額の範囲内で提案者が実現できる内容とすること。

イ 提案審査は企画提案書等により行うため、専門的な知識を持たない者でも理解できる表現で記載すること。

ウ 「仕様書のとおり」といった記述に終始しないこと。

エ A4版の両面（縦横は問わない。）とすること。ただし、図面等はA3版の用紙をA4版に折り込むことを可能とする。

(6) その他

ア この応募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 提案された内容等について、問合せやヒアリング、追加資料の提出を求めることがある。

ウ 失格事項

参加申請書、企画提案書等が次の（ア）～（オ）に該当する場合は、失格となるときがある。また、受託候補者の選定に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合も失格とする。

（ア）提出書類、提出期限、提出方法及び提出先に適合しないもの

（イ）指定する様式及び記載上の留意事項に示した条件に適合しないもの

（ウ）記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

（エ）虚偽の内容が記載されているもの

（オ）本市が示した契約上限額を上回る見積価格であるもの

エ 制約事項

（ア）提出書類の作成及び提出に要する費用は、全て提案者の負担とする。

（イ）提出された書類は、事業者の選定以外には提案者に無断で使用しない。ただし、採択した提案内容については、受託候補者の許可を得ることなく、本業務の周知広報等に使用できるものとする。

（ウ）提出された書類は、事業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

（エ）提出された書類について、提出期限後の差替え及び再提出は一切受け付けない。

（オ）提出された書類は、全て返却しない。

4 本件に対する質問期限及び回答

募集内容について質問等がある場合は、以下（１）～（３）により受け付ける。ただし、他の応募事業者に関する質問には応じない。

（１）質問期限

令和6年11月29日（金）午後4時（必着）

※期限後の質問は、一切受け付けない。

(2) 質問方法

後記「8 問合せ先及び提出先」に E-Mail で問い合わせることとする（様式は任意）。面談又は電話での質問は一切受け付けない。

(3) 回答日及び回答方法

質問者に関する情報は伏せたうえで、令和6年12月3日（火）までに本市ウェブページに質問及び回答を掲載する。

なお、回答内容については、募集要項又は仕様書の該当部分の追加又は修正とみなす。

5 受託候補者の選定に関する審査

(1) 評価項目

受託希望者から提出された提案書に基づき、**別紙2**「宝が池公園運動施設における球技場・アーバンスポーツパークに係る記念式典・事業の企画準備業務 受託候補者評価要領」により評価する。

なお、必要に応じてプレゼンテーションやヒアリングの機会を設ける場合があり、日時及び場所については本市から別途指定する。

(2) 評価方法

本市が設置する受託候補者選定委員会（以下「委員会」という。）において、非公開で審査を行う。委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

なお、委員会は委員の3分の2以上の出席により成立するものとし、委員会の議事は出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

委員長 文化市民局市民スポーツ振興室長

委員 文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ施設課長

委員 文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課長

(3) 受託候補者の選定

各委員の評価点の平均点（小数点第二位を四捨五入したもの）を最終評価点とし、最終評価点が総合計点（100点）の6割以上を獲得した者の中から、最も評価が高い者を受託候補者として選定する（プロポーザルは1者のみの応募でも成立するが、その場合でも最終評価点が総合計点（100点）の6割以上となることを条件とする。）。

なお、委員会は、受託候補者が次のア～ウのいずれかに掲げる条件に該当した場合は、直ちにその業者を選定から除外する。

ア ヒアリングに特別な理由なく応じなかった場合

イ 選定に影響を与える不誠実な行為があった場合

ウ その他市長が特に参加資格を有することが不適当であると認めた場合

6 受託者の決定

(1) 審査結果の通知

審査結果は、速やかに応募者全員に審査結果を通知するとともに、審査の概要

(契約候補事業者名、提案内容等)を本市ホームページ等で公表する。

(2) 受託者の決定

受託候補者と協議し、仕様等の契約内容について合意した場合は、契約を締結する。

なお、受託候補者（第一交渉権者）と協議し、合意しなかった場合は、次順位の交渉権者を新たな受託候補者として協議を行う。

7 契約に関する基本的事項

受託者との契約においては、**別紙3**「委託契約書（案）」及び以下を基本とする。

(1) 契約金額及び内容

契約金額は、受託候補者の提示価格に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。

契約内容は、仕様書及び企画提案書の内容に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。ただし、提案内容は、実現を確約したものとみなす。

(2) 選定後の準備

選定された受託候補者は、業務開始時までには実施方法の詳細について本市と協議し、必要な準備を完了するものとする。

8 問合せ先及び提出先

(1) 住所

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

(2) 担当部署及び担当者

京都市文化市民局市民スポーツ振興室（担当 馬屋原、三宅）

(3) 連絡先

ア 電話

075-222-3135

イ E-Mail

sports@city.kyoto.lg.jp